

令和2年6月10日

明石工業高等専門学校

学校における新型コロナウイルス感染症対策基本方針

学校の教育活動を行うにあたっては、学生及び教職員の感染危険度を可能な限り低減する。

1. 「学校の新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を適用した上で教育活動を継続し、学修機会を保障します。
 - (1) 多様な状況におかれた学生への合理的な配慮を伴った教育体制を構築します。
 - (2) 感染症予防教育を実施し、施設の衛生管理体制の下、主体的学生活動を継続するための厚生補導を行います。
 - (3) 学寮は共同生活に対応した「新しい生活様式」を策定し、運営します。
 - (4) 研究、地域連携活動は、感染症対策に加えて、関係先に十分な配慮を施し、理解を得て行います。
2. 所在地衛生部局と連携し、指導事項の展開、教職員、学生への行動実践を図ります。
3. 感染者及び周囲の人の人権への配慮を徹底します。
4. 学校の休業等は、感染者（疑感染を含む）、濃厚接触者の確認及び地域感染状況による所在自治体からの要請等により関係機関（所在地教育委員会等）と密に連携し決定します。

以上